

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

- ・取引先企業の規模や立場にかかわらず、公正・透明な取引を行い、相互の発展を目指します。
- ・労働・人材育成に関する専門性を活かし、パートナー企業の能力向上や組織開発を支援し、共に価値創造を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。

- ・不当な値下げ要求を行わず、適正なコストと価値に基づく価格決定を徹底します。
- ・研修・調査・出版等の委託業務においても、適正な対価を尊重し、双方が納得できる契約関係を構築します。

3. その他

- ・自社および取引先の働く人々の健康・安全・成長を重視し、働きやすい環境づくりを支援します。
- ・研修・教育プログラムの提供を通じて、社会全体の人材力向上に貢献します。
- ・製造委託等代金の支払遅延や不当な返品・減額を行わず、また、契約内容を明確化し、法令を遵守した適正な取引を徹底します。
- ・取引先との対話を重視し、必要な情報を適切に共有することで、コミュニケーションを強化し信頼関係を深めます。
- ・労働関係法令をはじめとする各種法令を遵守し、健全で誠実な企業活動を行います。
- ・取引先に対しても法令遵守を促し、健全な市場環境の形成に努めます。

2026年1月15日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社労働開発研究会

企 業 名

代表取締役 江曾政英

役職・氏名（代表権を有する者）